

石川県公報

令和5年6月23日（金曜日）

号 外

（第 44 号）

目 次

規 則	公安委員会
○石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（警察本部） 1	○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

規 則

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十三日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十四号

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則（平成九年石川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第四の1の項イ中「歩行者又は」を「歩行者若しくは道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の5に規定する遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は同法第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車若しくは」に改める。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二十三日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第五号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

第五条第一項の表三の項中「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」を「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」に、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」を「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」に改める。

第十条の表県道金沢小松線の項中「白山市安吉町千三百八十六番」を「白山市安吉町千三百八十六番一」に改める。

第十条の二第二号イ中「とりつけた」を「取り付けた」に、「こえない」を「超えない」に改め、同号ロからニまで及び同条第三号中「こえない」を「超えない」に改め、同号イ中「とりつけた」を「取り付けた」に、「とりつけられた」を「取り付けられた」に、「もの。」を「もの」に改め、同号ロ及びハ中「もの。」を「もの」に改め、同条第四号イ及びロ中「こえて」を「超えて」に改める。

第十一条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に

改め、同項第三号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第四号中「つける」を「付ける」に改める。

第十二条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十号中「取付け」を「取り付け」に改める。

第十三条第一号及び第三号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改める。

第十四条第十号中「ひんばんな」を「頻繁な」に改め、同条第十一号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第五章の章名及び第二十条第四項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、公布の日から施行する。